

市場関係事業者 各位

札幌花き地方卸売市場業務規程の改正・施行について（通知）

近年の卸売市場を取り巻く環境の変化に伴い卸売市場制度が見直され、卸売市場の活性化を図り、食の安全・安心に対応するための品質管理の高度化、また、流通の効率化・高度化のための弾力的な規制の緩和などに対処するため、昨年6月に卸売市場法が改正され、今年3月には北海道地方卸売市場条例が改正されました。

このことから、当市場におきましても、業務規程の変更手続を進めておりましたが、北海道の承認を受け、平成17年10月15日付で、新しい札幌花き地方卸売市場業務規程を施行いたしましたので、お知らせします。

なお、主な改正内容は下記のとおりです。

記

- 1 第4条（開場の期日）で、祝日をつぎのとおりとしました。  
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 2 第5条（開場の時間等）で、開場の時間をつぎのように変更しました。  
開場の時間 午前0時から午後8時まで
- 3 第35条（自己の計算による卸売の禁止）を削除しました。
- 4 第36条（卸売業者の買受物品等の制限）を新設しました。  
第36条 卸売業者は、市場において卸売業務の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められる場合を除くほか、仲卸人等から当該卸売に係る物品の販売の委託を引受け、または買い受けてはならない。
- 5 第59条（物品の品質管理の方法）を新設しました。  
第59条 開設者は、卸売の業務に係る施設ごとに、卸売物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を別に定めなければならない。
  - (1) 施設の取扱品目
  - (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項（温度管理機能を有する施設に限る。）
  - (3) 品質管理の責任者の設置および責務に関する事項
  - (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
- 2 卸売業者、仲卸人等その他の市場関係事業者は、前項の別に定めた物品の品質管理の方法に従わなければならない。
- 6 道条例第17条の2（市場取引委員会）の規定に基づき、市場運営協議会に関する規定を業務規程施行規則から移し業務規程に盛り込みました。  
（市場運営協議会の設置）  
第66条 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。  
（所掌事務）  
第67条 協議会は、この業務規程の変更（北海道地方卸売市場条例第3条第1項第3号から第7号までに掲げる事項に限る。）に関し、開設者に意見を述べることができる。
  - 2 協議会は市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に意見を述べることができる。
  - 3 協議会の組織および運営について必要な事項は別に定める。